

第6期障がい福祉計画に係る国の基本指針について

(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針<概要>)

※ 部分は第5期からの変更または新規の内容

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

一 基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない、一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行，地域生活の継続の支援，就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
- 4 協議会の設置等

四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育，保健医療，教育，就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

一 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ・令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ・令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点から1.6%以上削減

二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 1 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数
- 2 精神病床における一年以上長期入院患者数（六十五歳以上，六十五歳未満）
- 3 精神病床における早期退院率（入院後三か月時点，入院後六か月時点，入院後一年時点）

三 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- ・各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ，その機能の充実のため，年1回以上運用状況を検証及び検討する

四 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数の設定（令和元年度の実績に対する倍率）

福祉施設利用者	1.27倍以上
就労移行支援事業	1.30倍以上
就労継続支援A型事業	1.26倍以上
就労継続支援B型事業	1.23倍以上

- ・就労移行支援事業等で一般就労に移行する者のうち，7割が就労定着支援事業を利用する
- ・就労定着支援事業による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

五 障害児支援の提供体制の整備等

- 1 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
 - ・令和5年度末までに，児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置する
 - ・令和5年度末までに，全ての市町村において，保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する
- 2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
 - ・令和5年度末までに，各都道府県において，児童発達支援センター，特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等，難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する
- 3 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
 - ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保する

4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- ・令和5年度末までに各都道府県、各圏域および各市町村において、関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

(都道府県関与した上で圏域での設置可)

六 相談支援体制の充実・強化等

- ・令和5年度末までに、各市町村、各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する(基幹相談支援センター等の中核的機能を有する事業が担うことを検討する)

七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・令和5年度末までに、各都道府県および各市町村において、障害福祉サービスの質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する

第三 計画の作成に関する事項

一 計画の作成に関する基本的事項

- 1 作成に当たって留意すべき基本的事項
 - (一) 障害者等の参加
 - (二) 地域社会の理解の促進
 - (三) 総合的な取組
- 2 計画の作成のための体制の整備
 - (一) 作成委員会等の開催
 - (二) 市町村及び都道府県の関係部局相互間の連携
 - (三) 市町村と都道府県との間の連携
- 3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握
- 4 障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備
- 5 区域の設定
- 6 住民の意見の反映
- 7 他の計画との関係
- 8 定期的な調査、分析及び評価並びに必要な措置

二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項

定めなければならない事項

- ◎令和5年度における成果目標の設定
 - ・施設入所者の地域生活への移行
 - ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・地域生活支援拠点の機能の充実
 - ・福祉施設の利用者の一般就労への移行
 - ・障がい児支援の提供体制の整備

- ◎指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み
- ◎指定障害児通所支援等の種類ごとの必要な量の見込み
- ◎地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

定めるよう努めなければならない事項

- ◎指定障害福祉サービス等および指定障害児通所支援等の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策に関する事項
- ◎指定障害福祉サービス等および地域生活支援事業ならびに指定通所支援等の提供体制の確保に係る障がい保健福祉部局と医療機関、教育機関等関係機関との連携方法等

盛り込むことが望ましい事項

- ◎市町村障害福祉計画等の基本理念等
- ◎市町村障害福祉計画等の期間
- ◎市町村障害福祉計画等の達成状況の点検および評価方法等

三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項（略）

四 その他

1 計画作成の時期

- ・第6期障がい福祉計画は、令和3年度から令和5年度までの3年間に
おける指定障害福祉サービス等の量の見込み等について定める。

2 計画の期間

- ・3年を1期として作成する。

3 計画の公表

- ・市町村障がい福祉計画を定めた際には、遅滞なく公表し、都道府県知事に
提出することが必要である。

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに

障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

一 障害者等に対する虐待の防止

- 1 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止
及び早期発見
- 2 一時保護に必要な居室の確保
- 3 指定障害児入所支援の従事者への研修
- 4 権利擁護の取組

二 意思決定支援の促進

三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

四 障害を理由とする差別の解消の推進

五 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における
利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実